

第7回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（13人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸

最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良収
事務局長補佐	高木健
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第25号 非農地証明について

議案第26号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

報告第 16 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 5 年第 7 回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は全員出席ですので欠席遅刻委員はございません。
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、8 番梶谷委員、1 番河岡委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 5 年 5 月 22 日（月）常設審議委員会（会長）

令和 5 年 5 月 30 日（火）全国農業委員会会長大会（会長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書について」説明をさせていただきます。議案は 1 ページから 4 ページとなります。今回 5 件の申請が出ています。
まず（番号 1、2）を説明させていただきます。（番号 1）竹内町、畑、848㎡で譲渡人が米子市の A さんです。続きまして（番号 2）竹内町 2、畑、836㎡で譲渡人が米子市の B さんです。いずれも有償で渡町の C さんが譲受られるとの事です。申請内容は申請地を売買により、譲り受けて野菜の栽培をしたいということです。土地の所在は、2 ページをご覧ください。自動車工場の D さんの北側の 2 か所でございます。農振農用区域でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動に関する事項についてご説明をいたします。
まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕作を維持されるということですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第 2 号及び第 3 号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、該当しておりません。
第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は 1 年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、周りもネギ畑で耕作をされていまして、こちらの農地も、(株)Eさんに貸し付けしておりまして、現状を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、築谷委員、古徳委員、角委員にお願いしました。なお、申請者の方に確認したところ、現在、(株)Eさんが使っておられるので、そのまま引き続き使ってもらってもかまわないということ、使われなかったらご自分で家庭菜園をされるということを伺っております。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 現地は、自動車工場のDの西側を北に入ると、全体がネギ畑になっています。今、説明がありましたけれども、(株)Eさんが借りて使われるということでしたら、そのままネギを、借りられないとなれば、申請者の方が家庭菜園ということですので問題ないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号1、2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1、2)は原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、(番号3、4)の説明をお願いします。

事務局 (番号3、4)を説明させていただきます。(番号3)譲渡人が渡町のFさんで、譲受人が渡町のGさんです。渡町、畑、農振地域内にあります、786㎡、(番号4)譲受人と譲渡人が逆になりまして、譲渡人が渡町のGさん、譲受人が渡町のFさんになります。渡町、畑、1077㎡のうちの786㎡を所有権移転で(番号3、4)とも無償で所有権移転するものでございます。土地の所在地は3ページをご覧ください。渡小学校の西側、先々月位にHさんの農地転用が出てきましたところの向かい側の農地となっております。次に農地法第3条第2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕

作を維持されるということで、農地を効率的に利用できると見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。
第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。
第6号の地域調和要件ですが、耕作を維持する事で農地の荒廃を防ぐことが出来るということで今回の権利設定、権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。
現地調査は、築谷委員、古徳委員、角委員にお願いしました。内容としましては、交換のような形で横の農地と一体として使いたいということです。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 この場所は今度Hが出来る向いの場所。同じ面積を交換し、広くして使いやすくするとのこと。特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号3、4)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号3、4)は、原案のとおり承認されました。続きまして、(番号5)の説明をお願いします。

事務局 (番号5)の説明をさせていただきます。譲渡人が湊町のIさんで、譲受人が中野町のJさんです。申請地を売買により、所有権移転し、露地野菜を栽培するという申請内容です。福定町、農振地域、畑、155㎡、福定町、畑、378㎡の2筆の計533㎡となっております。土地の所在地は、中野町と福定町の間のところでございます。次に、農地法第3条第2項の各号の権利移動の制限に関する事項についてご説明をいたします。第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は耕うんをされるということです。農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第6号の地域調和要件ですが、現状、耕作はされてないのですが、これから耕作をされるということです。農地の荒廃を防ぐことが出来るという事で今回の権利設定、権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、築谷委員、古徳委員、角委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 現地は福定町のがん封じ地蔵から西の方に行ったところで、昔は田でしたが、今は森林化して、大木が生えています。今のままでは耕作できるような状態ではないですが、譲受人の方が耕作をされるという事です。環境整備を考えてもいいことだと思います。皆さんのご審議をお願いします。

事 務 局 補足説明ですが、皆さんがご心配されている転用の話だとは思いますが、本人さんの方にも、転用後は作をつけてもらわないといけない事と、下水道がまだ通っていない場所なので、3種農地として見ることは厳しいので、周りにも農地が広がっていますので、今すぐに農地転用等々は出来ないというお話はさせていただいた上で家庭菜園をされるとの事でございます。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。(番号5)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号5)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を説明させていただきます。議案の5～6ページになります。渡町寺東、畑、農振地域、6

24㎡でございます。譲渡人が新屋町のKさん、譲受人が境港市となっております。転用目的といたしましては、保育園敷地ということで、6ページをご覧くださいと、渡保育所が北西側にございます。今回農地転用の囲ってあるところですが、隣接地も一緒に取得した上で、園庭の拡大、敷地拡張をされるということでございます。特に何を建てるという訳ではなく、園庭の拡大ということで計画はなっています。周りに農地等もございませんし、調整区域の中でも、市街化の状況になっていますので、3種農地になるところでございます。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、市の方の計画と致しましては、令和6年度に工事を行いまして、園庭の整備をしたいということでございます。

土地改良区の同意の意見書は境港市が取得するということですので、そちらの方は必要ないと米川土地改良区のほうから伺っております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、古徳委員、角委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 6ページの地図を見てもらえばわかると思うのですが、Lさんという家があるのですが、その家と、人もすれ違えないフェンスを通った奥に家が建っています。そこから東の土地で園庭を拡張するということです。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第24号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第25号「非農地証明について」の説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第25号「非農地証明について」説明させていただきます。議案7～8ページになります。今回申請が1件でしております。所在は、財ノ木町、畑、3.82㎡となっております。所有者は財ノ木町のMさんです。以前より、宅地として使用しているためということで、申請をいただいておりますが、8ページをご覧ください。公図上の道路と現状の道路とが合っていない形だ

ったものをきれいにされるという中で、Nさんの敷地内に3.82㎡だけLさんの農地が残っていたため、非農地証明を出された後に、Nさんの方に譲られるために、現状農地として使っていませんので、非農地証明を提出されたということになります。公図上の道路についてですが、管理課に確認しましたが、もうすでに交換等で所有権移転や土地の測量等は終わっていると伺っております。現地確認は古徳委員、角委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 現地は、現状の道路というのが記憶にあるのですが、この一部分を非農地申請が出たのを聞いて、Nさんの土地だと思っていました。よく聞いてみたら、Lさんの土地ということで、非農地証明が出た後でNさんが譲り受けるとのことです。今の現状に合わせて整備されるということで、よろしいのではないかと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。議案第25号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第25号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第26号「農用地利用集積等促進計画（案）について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第26号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を説明させていただきます。内容については10ページから11ページまでになります。今月お諮りするのが1番から24番までございます。借受される方、みなさん営農される方ですが、21番のOさん、こちら全くの新規で初めて利用権設定をされる方で外江町にお住まいの48歳でございます。地権者のPさんから畑812㎡のうちの400㎡を使用貸借で2年間借りられて露地野菜を栽培される計画だと聞いております。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第26号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第26号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・ 今後の予定

○常設審議会(会長)

令和5年6月22日(木)

○第99回農業会議通常総会(会長)

令和5年6月22日(木)

○令和5年第8回境港市農業委員会総会

令和5年7月10日(月)

◆午後1時30分～ (第1会議室)

・ 農業委員会情報 市報 6月号「畑の貸し借りについて」

市報 7月号「農地の適正管理について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和5年第7回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和5年6月12日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
